平成２７年（フ）第１０２号
兵庫県川西市花屋敷１丁目16番７号
債務者　黒田　正成
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２７号
兵庫県洲本市由良町由良2210番地２
債務者　**巣**矢　千秋
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第１３２号
沖縄県那覇市字松川372番地
債務者　比嘉　正德
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１３３号
沖縄県那覇市字松川372番地
債務者　比嘉　淑子
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１４３号
沖縄県中頭郡西原町字上原124番地の３　喜納昌幸マンション602号
債務者　比嘉　郁恵
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１５６号
沖縄県那覇市田原３丁目２番地１　小禄市営住宅２－108
債務者　赤嶺　　淳
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１５９号
沖縄県那覇市古波蔵３丁目21番４号　山満アパート302
債務者　上江田　学
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第５９号
福島県郡山市台新１丁目12番５号
債務者　佐藤　陽子
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第３２２号
神戸市長田区御船通１丁目９番地　長船マンション３Ｆ東
債務者　奥川　貴康
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３２５号
神戸市垂水区南多聞台２丁目４番14号
債務者　岡田　　翼
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３８２号
神戸市東灘区魚崎西町４丁目３番10―405号
債務者　駒井　鈴美
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３９７号
神戸市北区鈴蘭台南町３丁目９番９号
債務者　梅原　義信
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４０７号
神戸市須磨区妙法寺字ぬめり石１番地の10ブリランテ神戸マグノリアコート509号
債務者　大當　まき
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２６５号
川崎市幸区古川町38番地　古川町ハイツ303、前住所川崎市幸区新塚越201番地　ルリエ新川崎903
債務者　野上　美幸（旧姓川口）
1　決定年月日時　平成27年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２６１号
北九州市門司区南本町１番25―303号
債務者　在永　美穂（旧姓高山）
1　決定年月日時　平成27年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２７３号
北九州市若松区東二島５丁目10番22号
債務者　桑田　啓司
1　決定年月日時　平成27年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２７４号
北九州市若松区東二島５丁目10番22号
債務者　桑田　美香
1　決定年月日時　平成27年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部